

2 秋川駅北口地区地区整備計画区域

| ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ |
|---------------------|--|---------|----------------|--------------|-------------------|---|--|------------|
| 計画 地区 の区 分 | 建築物の用途の制限 | 建築物の容積率 | | 建築物の建蔽率の最高限度 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 壁面の位置の制限 | | 垣又は柵の構造の制限 |
| | | 最高限度 | 最低限度 | | | 外壁等の面からの距離 | 適用除外の建築物等 | |
| 商業 専用 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 法別表第2（い）項 第1号から第3号まで に掲げる建築物 2 老人ホームその他これ に類するもの 3 法別表第2（に）項 第2号、第5号及び第 6号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項 第4号、第5号及び （と）項第4号に掲げ る建築物 5 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関 する法律（昭和23年 法律第122号）第2 条第6項第4号に規定 する店舗型性風俗特殊 営業に供する建築物 | — | 10 分の 10 | — | 500 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 道路の路面の中心 から高さ2.5メー トルを超える範囲 にある建築物の部 分 | — |
| 駅前 地区 | 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 1階又は地下1階の うち、その床面の高さ が当該敷地が接する道 路の路面の中心の高さ に最も近い階の部分 を、住宅、共同住宅、 寄宿舎、下宿又は老人 ホームその他これに類 | — | 10 分の 10 | — | 100 平方メ ートル | 当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル | 道路の路面の中心 から高さ2.5メー トルを超える範囲 にある建築物の部 分 | — |

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|-----------|---|---|---|
| | <p>するものの用に供する建築物</p> <p>2 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの</p> <p>3 法別表第2（に）項第2号、第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>4 法別表第2（へ）項第4号、第5号及び（と）項第4号に掲げる建築物</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する建築物</p> | | | | | | | |
| 沿道市街地地区 | <p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 計画図に定める道路に接する敷地における建築物で、計画図に定める道路に面する1階又は地下1階のうち、その床面の高さが計画図に定める道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する建築物</p> <p>2 法別表第2（に）項</p> | — | — | — | 110平方メートル | — | — | — |

| | 第5号及び第6号に掲げる建築物 | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|-----------|---|---|--|
| 低中層住宅地区 | — | — | — | — | 120平方メートル | — | — | 1 生垣 2 透視可能で開放的なフェンス等 (住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの) |
| 低層住宅地区 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 法別表第2(イ)項第2号に掲げる建築物 | — | — | — | 120平方メートル | — | — | 1 生垣 2 透視可能で開放的なフェンス等 (住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面からの高さが |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------|
| | | | | | | | | 1. 2メ ートル 以下の もの) |
|--|--|--|--|--|--|--|--|----------------------------|